

# 生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱

(平成28年3月29日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援と見守りなどの生活支援を一体的に提供するため、東京都が定める生活支援付すまい確保事業実施要綱（26福保生地第1245号）に基づき、板橋区居住支援協議会が実施する事業経費に対し、板橋区が補助金を交付する場合の手続について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 「板橋区居住支援協議会」とは住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会をいう。

## (補助金の交付)

第3条 板橋区（以下「区」という。）は東京都が定める「生活支援付すまい確保事業実施要綱」に基づき、板橋区居住支援協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業経費に対し、補助金を交付する。

## (補助金の交付額及び上限額)

第4条 前条の規定に基づき交付する補助金の額は、協議会の事業計画及び予算に定めた額に基づき、第7条の規定により定めた事業に要する経費とする。

2 補助金額は、毎年度予算の定める額を限度とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 協議会は、区から補助金を受けようとするときは、生活支援付すまい確保事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

## (補助金の対象経費)

第6条 入居者への家賃助成は補助対象としない。

2 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から利用者負担金その他の収入額を控除した額とする。

## (補助金の対象事業)

第7条 補助対象事業の内容は、第1号の規定による支援により確保した住宅に入居する者に対し、第2号の規定による取組を実施するものとする。

(1) 住宅確保支援

次のアの取組を必須とし、イは必要に応じて実施するものとする。

ア 板橋区居住支援協議会で実施する相談窓口「板橋りんりん住まいるネット」での住宅情報の提供

イ アによる住宅の確保が困難だった者又は人的支援が必要と思われる者に対する不動産店への付き添い、内見同行等の寄り添い型支援の実施

## (2) 安否確認及び生活相談

次のア又はイの取組のいずれかを、実施するものとする。

ア 緊急通報システムや高齢者電話訪問等、安否確認又は生活相談につながる区事業等の紹介

イ 電話による生活相談

## (補助金の交付決定通知)

第8条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、生活支援付すまい確保事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により協議会に通知する。

## (補助事業の変更等)

第9条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ生活支援付すまい確保事業補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）を区長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 補助事業に要する費用の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、生活支援付すまい確保事業補助金変更等承認通知書（別記第4号様式）により、協議会に通知するものとする。

3 前項の場合において、区長は補助金の額を変更することができる。ただし、既に交付決定した額を超える増額変更は認めないものとする。

## (事情変更による交付決定の取消)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消す場合は、板橋区居住支援協議会補助金決定取消通知書（別記第5号様式）により協議会宛てに通知する。

## (補助金の交付請求等)

第11条 協議会は、第8条の規定による通知を受けた場合には、生活支援付すまい確保事業補助金請求書（別記第6号様式）を提出し、概算払により補助金の交付を受けるものとする。

(実績報告書)

第12条 区長は、補助金の交付の決定に係る事業が終了したとき又は会計年度が終了したときは、協議会から生活支援付すまい確保事業補助金実績報告書(別記第7号様式)を徴するものとする。

(補助金の確定等)

第13条 区長は、協議会から前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生活支援付すまい確保事業補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により、協議会に通知するものとする。

2 協議会は、前項の規定による通知を受けたときは、生活支援付すまい確保事業補助金清算書(別記第9号様式)を区長に提出し、速やかに交付を受けた補助金に係る清算手続を行うものとする。

(調査)

第14条 区長は、補助金に係る事項に関し、必要があると認めるときは、協議会から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めのない事項については「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(付則)

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金交付申請書

(宛先)

東京都板橋区長

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

生活支援付すまい確保事業補助金の交付を受けたいので、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 交付申請額

4 事業予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

別記第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金交付・不交付決定通知書

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申出がありました生活支援付すまい確保事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 通知内容 交付・不交付
  
- 2 事業名
  
- 3 事業内容
  
- 4 交 付
  - (1) 交付決定額
  - (2) 不交付  
(理由)

別記第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金変更等承認申請書

(宛先)

東京都板橋区長

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助事業について、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 変更内容

別記第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金変更等承認通知書

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった標記補助事業について、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、変更を承認する。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

別記第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金決定取消通知書

様

東京都板橋区長

年 月 日付 第 号で決定した生活支援付すまい確保事業補助金の取り消しについて、生活支援付すまい確保事業交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事業名

2 事業内容



別記第6号様式（第11条関係）

年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金請求書

(宛先)

東京都板橋区長

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付の決定がありました生活支援付すまい確保事業補助金について、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 請求金額

別記第7号様式（第12条関係）

年 月 日

生活支援付すまい確保事業補助金実績報告書

(宛先)

東京都板橋区長

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付の決定がありました生活支援付すまい確保事業補助金について、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

生活支援付すまい確保事業補助金交付額確定通知書

様

東京都板橋区長

年 月 日付 第 号で交付決定した生活支援付すまい確保事業補助金の交付額を確定しましたので、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 交付確定額

別記第9号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

生活支援付住まい確保事業補助金清算書

(宛先)

東京都板橋区長

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で確定通知のあった標記事業の補助金について、生活支援付すまい確保事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり清算します。

記

- 1 概算払受領済額
- 2 執行済額
- 3 差引返納額